

第31回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和2年1月21日（火）午後2時00分
閉 会 令和2年1月21日（火）午後2時45分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

8番 都 築 一 委員 9番 菊 池 伸 明 委員
17番 石 阪 脩 委員（会長）

3 出席委員

1番 朝 倉 泰 則 委員 2番 千金楽 千 詠 委員
3番 田 中 繁 委員 4番 榎 本 重 雄 委員
5番 志 水 清 隆 委員
7番 川 辺 初太郎 委員 8番 都 築 一 委員
9番 菊 池 伸 明 委員 10番 小 林 茂 委員
11番 平 田 佳 子 委員 12番 澤 井 泰 造 委員
13番 田 中 仁 志 委員 14番 伊 藤 久 夫 委員
15番 筒 井 敏 彦 委員 16番 河 内 邦 男 委員
17番 石 阪 脩 委員 18番 松 村 良 夫 委員
19番 市 川 耕 作 委員 20番 小 牧 直 子 委員

4 欠席委員

6番 戸 塚 孝 委員

5 議 長

17番 石 阪 脩 委員（会長）

6 事務局（説明員）

小柴靖也事務局長 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 報告 農地の賃貸借の合意解約について（農地法第18条関係）
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 特定農地貸付けの承認について
- 8 第6号議題 都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について
- 9 その他
 - (1) 令和元年度府中市農業振興褒賞式典の開催について
 - (2) 第61回東京都農業委員会・農業者大会の開催について
 - (3) 1月度活動報告について
 - (4) 次回の総会開催日
 - (5) その他

午後 2 時開会

○議長（石坂委員） 皆さん、こんにちは。定刻になりました。改めて新年明けましておめでとうございます。本年もどうかよろしく願いいたします。

委員の皆さま、各地区の新年会等に参加していただき、農家の方々からいろいろな意見を聞いていると思うので、機会を捉え発表していただきたいと思います。

また、今年の 7 月 19 日に我々の任期が終わりますが、JA を含めて新しい委員さんの人選にご尽力いただくようになるとは思いますが、よろしく願いいたします。

ただいまから、第 31 回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、6 番戸塚委員さんから所用により欠席との連絡が入っております。

出席者は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、8 番都築委員さん、9 番菊池委員さんをお願いいたします。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は 3 件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第 1 号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 項、届出者は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、朝日町〇の〇〇の〇、809 平方メートル。届出書が到達した日は、令和元年 12 月 11 日、転用の目的は共同住宅となっています。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、戸塚委員さんをお願いをしていましたが、委員さんは本日欠席となり、その連絡の際に現地確認の結果、問題ないとの連絡を受けております。

第 2 項、届出者は住吉町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、西原町〇の

〇〇の〇、〇の合計2筆、1,290平方メートル。届出書が到達した日は、令和元年12月12日、転用の目的は共同住宅及びディサービスセンターとなっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんをお願いしております。

第3項、届出者は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇〇、104平方メートル。届出書が到達した日は、令和2年1月7日、転用の目的は駐車場となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、小林委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項は先ほど事務局から報告があった通りです。第2項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、ここは〇〇さんの父親が日新町にお住みで耕作をしていましたが、相続で〇〇さんが取得し、農転の届出があったものです。16日に現地を確認してきましたが、もう建物が建っていました。一部入居者もいるようでした。以上です。

○議長（石阪委員） はい、第3項、小林委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、19日の日に確認に行ってきました。前回コンビニへの転用届があった隣で、追加で駐車場にするようです。何の問題もありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項から第3項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は3件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は朝日町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、朝日町〇の〇〇の〇〇、182平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和元年12月11日、転用の目的は専用住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、譲り受け人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇、〇、〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇の合計5筆、1,952平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和元年12月23日、転用の目的は合計で建売住宅23棟となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項第2項の現地の確認は、戸塚委員さんをお願いをしていましたが、第1号議題、第1項と同様、欠席の連絡の際に現地確認の結果、いずれも問題ないとの連絡を受けております。

第3項、譲り受け人は第2項と同じ〇〇〇〇株式会社、譲渡人は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇の合計5筆、1,632平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和元年12月26日、転用の目的は建売住宅12棟となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項第2項は、先ほどと同様、事務局から報告があったとおりです。第3項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、1月19日に現地確認をしてきました。現地は何の動きもなく、耕うんされた状態でした。これと言って問題ありません。以上です。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項から第3項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 報告 農地の賃貸借の合意解約について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、報告、農地の賃貸借の合意解約について、農地法第18条関係。

第1項、賃貸人は美好町〇の〇の〇、〇〇〇〇、賃借人は本町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、本町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇。土地の所在は本町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇合計3筆、田、925平方メートル。

3の賃貸契約の内容は、開始時期は不明で、契約書のない口頭契約。

4の賃貸借の合意解約の合意が成立した日、5の賃貸借の合意による解約をした日、6の土地の引き渡しの時期は、記載のとおりでございます。

2 ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、賃貸人は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、賃借人は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇。土地の所在は是政〇の〇〇の〇、田、601平方メートル。

3の賃貸契約の内容は、昭和15年頃からの契約書のない口頭契約。

4の賃貸借の合意解約の合意が成立した日、5の賃貸借の合意による解約をした日、6の土地の引き渡しの時期は、記載のとおりでございます。

4ページの案内図は当該地を示しております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご意見等ございますか。

○委員（松村委員） はい、農地法第18条は聞いたことがないので、どのような法律になりますか。

○事務局（榎澤事務職員） はい、農地法第18条は、農地の賃貸借の解約関係の取り決めをしている法律となり、この合意解約の通知書は農業委員会で保存されます。従いまして、当事者が書類の紛失等何かあった場合でも、農業委員会に問合せをいただければ、合意解約があったことを確認できます。

また、今回の2件は、従前よりもめている案件と承知をしていたところですが、賃借人賃貸人のいずれも相続等が発生し代替りをして、話し合いが進み合意解約となったものです。

○議長（石坂委員） 他にありますか。（…）

ご意見等がないようですので、第1項第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は4件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第1項、次の者が平成28年12月19日から令和元年12月15日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は美好町〇の〇〇の〇、日新町〇の〇の〇、〇〇、〇〇の〇、〇、〇〇の〇から〇〇、本宿町〇の〇の〇から〇、〇〇の〇、〇、〇から〇〇、〇〇の〇の合計28筆、畑、10,563平方メートル。

第2項、次の者が平成28年12月12日から令和元年12月15日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、分梅町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は分梅町〇の〇〇の〇、
〇、〇、〇の合計4筆、田、1、367平方メートル。

2ページに移りまして、第3項、次の者が平成29年1月5日から令和元年12月24日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、紅葉丘〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は紅葉丘〇の〇〇の〇〇、畑、628平方メートル。

第4項、次の者が平成29年1月10日から令和2年1月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は若松町〇の〇〇の〇、若松町〇の〇の〇、〇の合計3筆、畑、1、377平方メートル。

3から7ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜、花、梨等を生産しています。

8から10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、朝倉委員さんをお願いしています。

11から13ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、柿や烏骨鶏の卵等を生産しています。

14ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、石阪会長さんをお願いしています。

15から17ページは〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜等を生産しています。

18ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、都築委員さんをお願いしています。

19から22ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜等を生産しています。

23、24ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、朝倉委員さん如何ですか。

○委員（朝倉委員） はい、まず8ページですが自宅の南側で、ガラスハウスの中で花が栽培されていまして、9ページは道路を隔てて梨が栽培されていまして、現在、剪定の最中でした。10ページの上の方はハウスが3棟ありまして、その中で

は花を作っていました。それ以外の露地では冬野菜が栽培されていました。下の方は冬野菜のブロッコリー、大根、ハウレン草等が作られており、いずれも問題ありませんでした。

○議長（石阪委員） はい、第2項は私です。現地確認ですが12月23日、1月7日、19日と行きました。23日に事務局から指導をしましたが、7日は状況は変わっておらず、19日は多少耕うんした後がありました。全体的に耕作状況が良くなく、農機具やポリバケツが雑然と置かれており、証明を出すのは憚れますが、事務局と相談し出さざるを得ないだろうということになりました。第3項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、1月19日に確認に行きました。各種野菜が植えてあり良く管理されていました。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第4項、河内委員さん如何ですか。

○委員（河内委員） はい、23ページはミカンが植えてありました。24ページは、今は収穫が終わり白菜、ブロッコリーが少しあるだけでした。問題ありません。

○議長（石阪委員） 他に、ご意見等ございますか。（…）

ご意見等がないようですので、第1項から第4項は証明することといたします。

○委員（松村委員） 第2項はどうですかね。

○事務局（小柴事務局長） はい、今後とも機会を捉え指導を続けていきながら、少しでも改善を期待したいと思います。

○議長（石阪委員） はい、次に、「第5号議題 特定農地貸付けの承認について」を議題とします。申請件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第5号議題、特定農地貸付けの承認について。

本件は、都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から申請のあった、別紙農地を特定農地の貸付けに供する農地として承認するものであります。

2ページに移りまして、新たに申請する農地、1の土地の所在等は、若松町〇の〇の〇の一部、〇の〇〇の合計2筆、664平方メートル。

2の貸付主体等は分梅町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、権利の種類は賃借権、設定期間は令和2年2月1日から令和4年1月

目2の認定要件の予備審査においていずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、6ページの認定申請書の事業計画、3、都市農地における耕作の事業の内容のイ、予備審査の項目3は、8ページの一番下の6、周辺地域との関係、予備審査の項目4は、7ページの5の1、申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況、8ページの5の2、申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況で、それぞれ確認し、適としています。

9ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は田中仁志委員さんをお願いしております。

10ページに移りまして、第2項、別記になります。

1の申請者の氏名等は、使用借人が西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇、使用貸人が西府町〇の〇の〇、〇〇〇〇。

2の土地の所在等は、西府町〇の〇〇の〇、〇〇の合計2筆、畑、892平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の存続期間は令和2年2月1日から令和5年1月31日までの3年間。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は5、937平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計6、829平方メートル。

11ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査においていずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、14ページの認定申請書の事業計画、3、都市農地における耕作の事業の内容のイ、予備審査の項目3は、16ページの一番下の6、周辺地域との関係、予備審査の項目4は、15ページの5の1、申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況、16ページの5の2、申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況で、それぞれ確認し、適としています。

17ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、田中仁志委員さん如何ですか。

○委員（田中仁志委員） はい、1月10日に現地確認に行きました。まだネギの

畝売り分が少し残っていましたが、何の問題もありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、1月16日に確認してきました。昨年の暮れにトラクターをかけた後に見に行き、それから一か月ほどたち、草が少し生えていましたが、問題ありません。

○議長（石阪委員） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項第2項は認定することといたします。

次に、9「その他」に入ります。

（1）「令和元年度 府中市農業褒賞式典の開催について」及び（2）「第61回東京都農業委員会・農業者大会の開催について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（小柴事務局長） はい、会長、それでは、お手元の資料ナンバー1、令和元年度府中市農業褒賞式典の開催についてをご覧ください。

日時は令和2年2月14日、金曜日、1時半からとなっています。場所は府中の森芸術劇場、平成の間。内容は、1部は褒賞式、2部は認定農業者認定証交付式となっています。なお、例年ですと、その後3部として講演会を行っていましたが、皆さまお忙しいとの事情を勘案しまして、今年から講演会は行わないことにいたしました。

2枚目は皆さまの役割分担となっています。例年同様ですが、石阪会長さんと河内委員さんは受賞対象ですので、役割は外してあります。

続きまして、資料ナンバー2ですが、第61回東京都農業委員会・農業者大会になります。2月20日午後1時から昭島市、KOTORIホールで開催されます。市で大型バスを借上げて委員さん他みんなで伺うことになります。

集合場所、時間は、大國魂神社交番前に11時半までにお集まりください。

当日の受賞者は記載のとおりです。当日は農業委員、各受賞者、事務局職員が参加となります。水色のちらしは大会開催要領です。後程、ご一読ください。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、何かございますか。（…）

それでは、次に、（3）「1月度活動報告について」及び（4）「次回の総会開催日」を事務局からお願いします。

○事務局（佐伯事務職員） はい、会長、それでは、1月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー3をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が12月20日に開催され、農地法の4条の届出が2件、5条の届出が2件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が4件、その他の審議していただきました。

1月に入りまして、1月6日には、大國魂神社参集殿で新年賀詞交歓会が開催され石阪会長、小柴局長が出席しました。

1月15日には、北多摩地区の農業委員会連合会の理事会と懇談会が立川市女性総合センター、AIMで開催され石阪会長、小柴局長が出席しました。

続きまして、次回の総会開催日ですが2月は25日、火曜日、午後2時から、北庁舎3階第1会議室で開催させていただきますので、ご出席をお願いします。

また、3月の総会は24日、火曜日を予定しておりますので、併せてご承知おきください。

次にお配りしている資料がいくつかありますが、農業会議からの行事日程は1月15日現在です。変更が出ましたらまたお配りいたします。

左上にホチキス留めしている、東京都農業会議から農業委員会活動スローガンの募集の書類がございますが、今後3年間のスローガンを広く募集するものです。何か良い案がありましたら、事務局で取りまとめをしますので、日にちが短くて恐縮ですが1月27日、月曜日までにご連絡ください。

なお、裏面に平成29年度から31年度までの現在の活動スローガンを参考に掲載させていただきました。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（石阪委員） ありがとうございます。

次に、(5)の「その他」に入ります。委員さんから何かありますか。(…)

事務局からありますか。

○事務局（小柴事務局長） はい、会長、農業委員の改選でございますが、本年の7月19日に皆さまの任期が終わります。それとともない新しい委員さんの推薦を、各支部で調整していただいていると思いますが、広報掲載は2月1日号で、2月28日を期限として募集します。

その後、選定会議を行いまして、3月の終わりには内々定まで進めたいと思っています。

もう一点、来月の農業委員会は市民税の申告時期と重なりますので、駐車場が大混雑になると予測されるので、早めにご来庁頂くようお願いいたします。

○議長（石阪委員） はい、他に何かございますか。(…)

それでは、本日の議事はすべて終了となりますので、「第31回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時45分閉会